

市税条例の一部が改正

【固定資産税】 ☎ 66♦1114

○既存住宅の省エネ改修工事に伴う固定資産税の減額

4月1日から平成22年3月31日までの間に、窓の断熱改修工事または窓の断熱改修工事を含む床・壁・天井の断熱改修工事(工事費30万円以上)を行った住宅(賃貸住宅を除く)について、翌年度分の固定資産税額を3分の1減額します。(床面積120㎡までを限度)

▼固定資産税家屋担当へ改修後3カ月以内に申告してください。

持ち物 申告書、省エネ基準に適合したことの証明書など

【個人市民税】 ☎ 66♦1116

○寄附金税制の拡充

平成21年度分から、所得控除方式を税額控除方式に改め、適用対象寄附金の6% (県民税4%)を控除します。寄附金控除の控除対象限度額を総所得金額の30% (改正前25%)に引上げ、寄附金控除の適用下限額を5千円(改正前10万円)に引き下げます。また、地方公共団体への寄附金(ふるさと納税)については、上記の税額控除に加え、当該寄附金の5千円を超えた部分について、所得割の10%を限度として所得税と併せて全額控除します。

○公的年金からの特別徴収制度の創設

前年中に公的年金などの支払いを受けた方で、年度の初日(4月1日)に老齢基礎年金などの支払いを受けている65歳以上の方を対象に、公的年金などの所得に係る所得割額および均等割額を老齢基礎年金などの支払の際に、特別徴収(年金から天引き)します。(平成21年10月支給分から実施)

○上場株式などの譲渡益の軽減税率の廃止

12月31日で1.8% (県民税1.2%)の軽減税率が廃止され、3% (県民税2%)の税率となります。なお、平成21年1月1日から2年間は、譲渡所得の500万円以下の部分は1.8% (県民税1.2%)の税率が適用されます。

○上場株式などの配当所得の申告分離選択課税および上場株式などの損益通算の創設

平成21年1月1日以後の上場株式などの配当所得は申告分離課税の選択をすることにより配当控除の適用はありませんが、平成21年1月1日から2年間は、配当所得の100万円以下の部分は、1.8% (県民税1.2%)の税率が適用されます。また、その年に上場株式などの譲渡損失または繰越損失があるときは、その損失の金額を控除できるようになります。

後期高齢者医療制度の保険証を更新します

現在お持ちの後期高齢者医療被保険者証(保険証)の有効期限は、7月31日です。

新しい保険証と後期高齢者医療保険料額決定通知書、後期高齢者医療納入通知書などを7月中旬に送付します。

○新しい保険証を郵送します

保険証を7月中旬から下旬にかけて配達記録郵便で送ります。配達記録郵便では、受け取るときに押印または署名が必要です。配達時に不在で、郵便局の留置期間(案内に記載されている期間)を超えた場合は、保険証は市役所保険年金課に返還されます。その際は、保険年金課の窓口でお渡しします。現在お持ちの保険証を持ってお越しください。

○8月1日以降は、新しい桜色の保険証で受診を

新しい保険証は、色が水色から桜色に変わり、氏名などの文字が大きくなります。**8月1日以降に医療機関などに受診するときは、必ず新しい保険証を提示してください。**有効期限の切れた水色の保険証(7月31日まで有効)では、受診できません。なお、水色の保険証は、8月以降に保険年金課または東・形原・西浦の各出張所へ返却してください。

○後期高齢者医療標準負担額減額認定証の申請

後期高齢者医療制度に加入の方が入院した場合、食事療養に係る標準負担額として、1食につき260円が自己負担となります。しかし、市民税非課税世帯の方は、「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付申請されると、入院日数が90日までは1食につき210円、90日を超えた場合は160円、所得が一定基準に満たない世帯は100円となります。「限度額適用・標準負担額減額認定証」が必要な方は、申請をしてください。

また、現在交付されている「限度額適用・標準負担額減額認定証」の有効期限は、7月31日までです。現在入院中で、認定証の交付を受けている方は、必ず7月中に更新手続を行ってください。

▼申請・更新に必要なもの

印かん、現在お持ちの「限度額適用・標準負担額減額認定証」、後期高齢者医療保険証

※長期入院に該当する場合は、病院の領収書(申請日を含めた前12か月で入院期間が90日を超えると分かるもの)

問合せ 保険年金課 ☎ 66♦1102